

平成 28 年 3 月 2 日
環 境 省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「J-クレジット創出支援委託業務」
に係る落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「J-クレジット創出支援委託業務」（以下「本業務」という。）について、下記のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

記

1. 落札者及び契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都港区虎ノ門 5 - 11 - 2
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
代表取締役 社長 藤井秀延

2. 契約金額（落札金額）：23,220,000 円（消費税込み）

業務請負期間（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 17 日）の額

3. 落札者の総合評価点：169.37 点

総合評価点数（300 点満点）＝技術点（200 点満点）＋価格点（100 点満点）

4. 落札者決定の経緯及び理由

「J-クレジット創出支援委託業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（1 者）から提出された提案書について、審査委員会により審査した結果、技術点はいずれも評価基準を満たしていた。平成 27 年 1 月 22 日に開札したところ、予定価格の範囲内の価格が提示され、価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。

5. 契約相手方（落札者）における本業務の実施体制及び実施方法の概要

本業務では、中小企業や農林業者等の温室効果ガスを対象とした排出削減・吸収事業を行う者（以下「支援対象事業者」という。）に対して、J-クレジット等の認証に至る一連のプロセスを支援し、新たな排出削減・吸収プロジェクトの創出を行うことにより、J-クレジット制度を促進することを目的とする。

6. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 業務内容

受託者は、以下の全ての業務の実施に際して、各々事前に環境省担当官と相談・協議の上、その指示に従うこと。

イ) 支援対象事業者の発掘

イ) 支援案件の公募実施

イ) に掲げる「J-クレジット制度及び地域版J-クレジット制度(以下「J-クレジット制度等」という。))におけるプロジェクト登録申請や、イ) に掲げる「J-クレジット制度等」認証申請の支援が必要な案件を抽出するため、採択予定件数(40件程度を想定(排出削減系25件程度、森林管理系15件程度))に達するまで支援案件の公募を行うこと。公募に当たっては、特段の定めは設けないが、支援案件の採択基準を作成し、環境省担当官と協議の上決定すること。なお平成27年度「J-クレジット創出支援委託業務」で使用した採択基準を添付するので(別添2)参考とすること。

ロ) 応募案件の審査及び支援案件の採択

上記イ)で応募があった案件について、以下の項目を審査し、支援案件(登録支援案件及び認証支援案件)を随時採択するとともに、その結果を環境省に毎月報告する。なお、審査及び案件の抽出に際しては、現地調査を実施する(案件当たり1回程度、受託者職員2名程度派遣、格付けは一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に定める6~3級を想定(以下同じ)、2泊3日程度)。なおプロジェクト実施上のリスクが少ないと見込まれる案件については、現地調査を不要とするが、その判断に当たっては環境省担当職員と相談すること。

a) 「J-クレジット制度等」への申請意思

b) 排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの(以下「方法論」という。)への適用条件、プロジェクトのモニタリング方法等の適合性

c) 新たな方法論の策定可能性

d) 温室効果ガス排出削減見込量又は吸収見込量

e) 事業の実現可能性(事業の熟度、継続性、実施体制、実施主体の信頼性)

f) 地球温暖化対策以外の効果及びモデル性

ロ) プロジェクト登録申請支援

ロ) において、登録支援案件として採択された事業者(25件程度を想定。排出削減系と森林管理系同程度の割合を想定。)について、プロジェクト登録申請に係る以下の支援を行う。なお、環境省に毎月締めで支援実施状況を報告する。

イ プロジェクト計画書作成支援

Ｊ - クレジット制度等を活用した排出削減・吸収プロジェクトの申請に当たって、プロジェクト計画書の作成支援（具体的には、適用条件の確認、適切なモニタリング方法選択に当たっての指導、添付書類の確認と記載内容に関するアドバイスなど）を、現地を訪問して行う（案件当たり 1 回程度、受託者職員 1 名程度派遣、格付けは 6～3 級を想定、1 泊 2 日程度）。

なお、プロジェクト実施上のリスクが少ないと見込まれる案件については、現地調査を不要とするが、その判断に当たっては環境省担当職員と相談すること。

ロ 妥当性確認（バリデーション）受検支援

プロジェクト計画書の妥当性確認を円滑に受検できるように、審査機関による現地調査への対応（受託者職員 1 名程度派遣、格付けは 6～3 級を想定、1 泊 2 日程度）、各種指摘事項への対応等を事業者と連携して行う。

）Ｊ - クレジット等認証申請支援

）ロにおいて、認証支援案件として採択された事業者（15 件程度を想定。）について、Ｊ - クレジット等認証申請に係る以下の支援を行う。なお、環境省に毎月締めで支援実施状況を報告する。

イ モニタリング報告書作成支援

Ｊ - クレジット制度におけるモニタリングの実施及びモニタリング報告書の作成を支援対象事業者と連携して行う。具体的には、事業者の基本情報やエネルギー使用量等の活動量データ、温室効果ガス排出削減・吸収量、排出削減・吸収量の算定式、測定方法、計測頻度、モニタリング・算定体制、使用したパラメータなどを整理する作業を行う。

ロ 検証（ベリフィケーション）受検支援

モニタリング報告書の検証を円滑に受検できるように、審査機関による現地調査への対応（受託者職員 1 名程度派遣、格付けは 6～3 級を想定、1 泊 2 日程度）、各種指摘事項への対応等を事業者と連携して行う。）

）地域版Ｊ - クレジット制度（ ）における受検費用支援

新潟県・高知県で実施している地域版Ｊ - クレジット制度における妥当性確認受検費用及び検証受検費用を支援する（2 件を想定。森林管理系のみ）。

地域版Ｊ - クレジット制度は、Ｊ - クレジット制度実施要綱において、その用途はＪ - クレジット制度に準じ、また管理上の取扱いはＪ - クレジットと同様とすることが規定されている。

(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質
本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、環境省は、質の確保状況について、10(1) に示す報告及び3(1) に示す納品物件により本業務終了後に確認(モニタリング)する。

スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、環境省と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

マニュアルによる対応

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成した問合せ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

事業者へのアンケート調査を実施し満足度調査や関心事項等を調査する

事業者に対して支援を受けたメニューについてのアンケート調査を実施する(様式は別添1のとおり)。支援を受けたメニューごとの回答を集計し、その回答のそれぞれ80%以上が「役に立った」等の肯定的なものであること。

本業務の実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月17日

7. 契約相手方(落札者)が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 実績及び状況報告

本業務が適正に履行されていることを確認するため、民間事業者は、本業務の完了後に報告書を提出するとともに、下記、及びの報告を環境省に行うものとする。また、別途、環境省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

民間事業者は本業務に関して、環境省に寄せられたクレームや問い合わせについて、環境省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

民間事業者は本業務に係る不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに環境省に報告しなければならない。

本業務に係る検査は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(2) 調査

環境省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする環境省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

環境省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省の承認を受けなければならない。

法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後（イ）の提案書に基づき、又はやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

(エ) 上記（イ）及び（ウ）により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 民間事業者は、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として環境省が指定する期日までに支払わなければならない。

a 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反

し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

b 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「民間事業者等」という。）に対して行われたときは、民間事業者等に対する命令で確定したものをいい、民間事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d 本契約に関し、民間事業者（民間事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（イ）前項の規定は、環境省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、環境省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（ウ）民間事業者は、本契約に関して、上記（ア）の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を環境省に提出しなければならない。

債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本業務の実施により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を環境省の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってこの限りではない。

秘密の保持

民間事業者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、環境省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (ア) 知り得た際、既に公知となっている事項
- (イ) 知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項
- (ウ) 知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

個人情報の取扱い

- (ア) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
- (イ) 民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に環境省の承認を受けた場合は、この限りではない。
 - a 環境省から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - b 環境省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- (ウ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (エ) 環境省は、必要があると認めるときは、職員又は環境省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、環境省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。
- (オ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報を本業務の完了、廃止又は解除をした後に速やかに環境省に返還しなければならない。ただし、環境省が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- (カ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、環境省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (キ) 上記（ア）及び（イ）の規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

属性要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (ア) 民間事業者の責に帰する事由により、民間事業者がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき
- (イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者

をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(イ)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
行為要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア)暴力的な要求行為

(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ)偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

(オ)その他前各号に準ずる行為

再委任契約等に関する契約解除

(ア)民間事業者は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに民間事業者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が の(イ)から(オ)まで又は の解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(イ)環境省は、民間事業者が、再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

契約解除時の取扱い

(ア)環境省は、上記 から の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(イ)民間事業者は、環境省が上記 から の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ)前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、環境省は、当該

契約保証金をもって違約金に充当することができる。

契約内容の変更

環境省及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務の実施が不相当と認められる場合は、協議の上、法第21条の手続を経て契約の内容を変更することができるものとする。

契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と環境省が協議するものとする。

8. 契約相手方（落札者）が、本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し、契約により契約相手方（落札者）が負うべき責任に関する事項

（1）環境省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

（2）民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

以上